

議 事 録

会議名	平成29年度 第2回寒川町都市計画審議会		
開催日時	平成29年12月27日（水） 午前10時00分～11時30分		
開催場所	議会第1会議室		
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	<p>委 員：松久委員、二ノ宮委員、千葉委員、柳下委員、佐藤委員、天利委員、加藤委員、梶田委員、山田委員、磯川委員、鈴木（潔）委員、島村委員、内野委員、山口委員</p> <p>事務局：都市建設部－黒木部長 都市計画課－小林課長、渡辺副主幹、杉崎主任技師、廣田主事、栞原主事 田端拠点づくり課－廣田参事、金子技幹、野地主査</p> <p>〔欠席委員：鈴木（仁）委員〕</p> <p style="text-align: right;">傍聴者 1名</p>		
議 題	<p>議題</p> <p>（1）茅ヶ崎都市計画道路の変更について【神奈川県決定】（諮問）</p> <p>① 茅ヶ崎都市計画道路3・4・2号中海岸寒川線の変更について</p> <p>② 茅ヶ崎都市計画道路3・4・4号柳島寒川線の変更について</p> <p>（2）茅ヶ崎都市計画用途地域の変更について【寒川町決定】（諮問）</p> <p>報告事項</p> <p>（1）田端西地区の区域区分等の変更について</p>		
決定事項			
公開又は非公開の別	公開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	

議事の経過	<p>1. 開会</p> <p>【黒木都市建設部長】</p> <p>本日は、年末の大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今より、平成29年度第2回寒川町都市計画審議会を開催させていただきます。</p> <p>なお、本審議会は寒川町都市計画審議会条例第1条に規定されているとおり、都市計画法第77条の2に基づき設置しているものとなります。</p> <p>私は、本日の会議で進行を務めさせていただきます、都市建設部長の黒木と申します。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、開催にあたりまして、加藤会長よりご挨拶いただきたいと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>【加藤会長】</p> <p>みなさま、おはようございます。クリスマスも終えまして、あとは年末、お正月を迎えるのみとなりましたけれども、みなさまお忙しいなかお集まりいただきありがとうございます。</p> <p>今日の議事でございますけれども、都市計画道路の変更、用途地域の変更、それから田端西地区の区域区分の変更についてでございます。どうぞみなさま活発なご議論をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>【黒木都市建設部長】</p> <p>ありがとうございました。それでは、これより着座にて説明させていただきます。それでは、議題に入ります前に、本日の会議の概要と、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>お手元の次第に沿って説明させていただきます。</p> <p>まず初めに、2. 議題として、「茅ヶ崎都市計画道路の変更」及び「茅ヶ崎都市計画用途地域の変更」、こちらの3件について町長より皆様に諮問をさせていただきます。即日、答申をお願いしたいと考えております。こちらにつきましては、前回、7月21日の第1回都市計画審議会において皆様に説明させていただいた内容から大きな変更等はありませんが、事前の説明にご協力をいただきました委員の皆様におかれましては、貴重なお時間をいただき、ありがとうございました。</p> <p>後ほど、事務局より前回の審議会からの経過を含めまして説明させていただきますので、よろしくご審議の程よろしく願いいたします。</p> <p>つづきまして、3. 報告事項ですが、こちらは「田端西地区の区域区分の変更等について」、事業担当課より現在の事業の進捗状況及び今後のスケジュールに</p>
-------	---

ついて報告させていただきます。

次に、配布資料の確認に移らせていただきます。

まず始めに、会議次第、次に両面印刷の資料1-1「寒川町都市計画審議会条例」、その裏面となります資料1-2として「寒川町都市計画審議会委員名簿」、そして資料2として本日の議題の資料となります「説明用スライド資料」、資料3-1「都市計画道路3・4・2号中海岸寒川線 計画図」、3-2として「都市計画道路3・4・4号柳島寒川線 計画図」、3-3として「用途地域 計画図」となります。

また、報告事項となります「田端西地区の区域区分等の変更について」の前回審議会で使用した参考資料も別途、お配りしております。過不足等はありませんでしょうか。

本日の出席委員さんは14名で、寒川町都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、過半数の委員さんが出席されておりますので、本日の会議は成立要件を満たしていることを報告いたします。

また、本日、藤沢土木事務所長の鈴木委員は所用により欠席されております。

なお、寒川町自治基本条例の施行に伴い、町が開催する審議会及びこれに準ずる会議については、原則公開することとなっております。従いまして、本審議会においても傍聴希望者は、個人情報に関する審議事項を除いて、傍聴できることとなっておりますので、よろしく願いいたします。

審議会の議事録につきましては、これまでどおり議事録を作成しまして、委員の皆様のご確認をいただいた後に、町ホームページ等で公開させていただきますので、併せてお願いいたします。

それでは、ここからの議事の進行については、加藤会長にお願いいたします。加藤会長、よろしく願いいたします。

2. 議題

【加藤会長】

それでは、始めたいと思います。早速、議題に入りたいと思いますが、本日、1名の傍聴者がいられるということです。皆さん、入場していただいでよろしいでしょうか。

【委員】

異議なし

【加藤会長】

それでは、ご入場いただいでください。

<傍聴者入場>

それでは、始めさせていただきたいと思います。さて、本日は、3件の諮問案件がありますが、一括して諮問していただくとのことなので、よろしくお願いいたします。

【木村町長】

寒都第245号 平成29年12月27日

寒川町都市計画審議会 会長 加藤仁美 様

寒川町長 木村 俊雄

茅ヶ崎都市計画道路3・4・2号中海岸寒川線の変更（神奈川県決定）について（諮問）

このことについて、貴審議会の意見を求めます。

諮問第34号

茅ヶ崎都市計画道路3・4・2号中海岸寒川線の変更（神奈川県決定）

よろしくお願いいたします。続きまして、

寒都第246号 平成29年12月27日

寒川町都市計画審議会 会長 加藤仁美 様

寒川町長 木村 俊雄

茅ヶ崎都市計画道路3・4・4号柳島寒川線の変更（神奈川県決定）について（諮問）

このことについて、貴審議会の意見を求めます。

諮問第35号

茅ヶ崎都市計画道路3・4・4号柳島寒川線の変更（神奈川県決定）

よろしくお願いいたします。続きまして、

寒都第247号 平成29年12月27日

寒川町都市計画審議会 会長 加藤仁美 様

寒川町長 木村 俊雄

茅ヶ崎都市計画用途地域の変更（寒川町決定）について（諮問）

このことについて、都市計画法第19条第1項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

諮問第36号

茅ヶ崎都市計画用途地域の変更（寒川町決定）

よろしくお願いいたします。

【加藤会長】

それでは、審議に入る前に、町長より一言、ご挨拶があるということでございますので、よろしく願いいたします。

【木村町長】

皆さんおはようございます。冒頭、部長からもお話ございましたけれども、年末のお忙しい時期に審議会の開催またご出席賜りまして大変ありがとうございます。本日、議題としては、ただ今会長にお渡ししました、諮問案件3点、そしてその後、報告事項もございます。本日、答申をいただくという段取りになってございますけれども、どうぞよろしくご審議の上、対応していただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

【加藤会長】

ありがとうございました。なお、町長は所用により一旦退席されるそうです。

それでは、ただいま諮問のありました案件につきまして、審議に入りたいと思います。

なお、本案件につきましては先ほど事務局から話がありましたように、本日答申の形で審議を進める事でよろしいでしょうか。

【委員】

異議なし。

【加藤会長】

ありがとうございます。さて、議題は（１）と（２）と別れていますが、関連する案件とのことなので、一括で説明をお願いしたいと思います。事務局より説明をお願いします。

【小林都市計画課長】

<議題（１）、（２）について一括説明>

【加藤会長】

ありがとうございました。これまでの経緯と、今後の流れについてのご説明がございました。何かご意見ご質問等がありましたらお願いしたいと思います。

<質問なし>

【加藤会長】

ご意見ご質問ないようでございますので、審議を終了させていただきたいと思
います。3件の諮問ということになりますけれども、適当と認めるということによ
ろしいでしょうか。

【委員】

異議なし。

【加藤会長】

ありがとうございます。それでは答申書案の作成でございますけれども、準備
ができましたら事務局の方、お願いいたします。

<スクリーンに答申書案を映写>

スクリーンの答申書案の内容でよろしいでしょうか。

【委員】

異議なし。

【加藤会長】

ありがとうございます。それでは、議題（１）（２）につきましては、この内
容で答申してまいりたいと思います。

それでは、答申書の準備が整うまで、暫時休憩といたします。

<町長入室>

【加藤会長】

それでは、休憩を解きまして会議を再開します。

ただ今より本日の諮問に対する答申をいたしたいと思います。

寒都計審第2号 平成29年12月27日

寒川町長 木村俊雄 様

寒川町都市計画審議会 会長 加藤仁美

茅ヶ崎都市計画道路3・4・2号中海岸寒川線の変更（神奈川県決定）につい
て（答申）

平成29年12月27日付け、寒都第245号で諮問のありました下記のこと
については適当と認めます。

茅ヶ崎都市計画道路3・4・2号中海岸寒川線の変更（神奈川県決定）

よろしくお願いいたします。同じく、
寒都計審第3号 平成29年12月27日
寒川町長 木村俊雄 様
寒川町都市計画審議会 会長 加藤仁美
茅ヶ崎都市計画道路3・4・4号柳島寒川線の変更（神奈川県決定）について
(答申)

平成29年12月27日付け、寒都第246号で諮問のありました下記のこと
については適当と認めます。

茅ヶ崎都市計画道路3・4・4号柳島寒川線の変更（神奈川県決定）

よろしくお願いいたします。同じく、

寒都計審第4号 平成29年12月27日

寒川町長 木村俊雄 様

寒川町都市計画審議会 会長 加藤仁美

茅ヶ崎都市計画用途地域の変更（寒川町決定）について（答申）

平成29年12月27日付け、寒都第247号で諮問のありました下記のこと
については適当と認めます。

茅ヶ崎都市計画用途地域の変更（寒川町決定）

よろしくお願いいたします。

【木村町長】

ありがとうございました。

【加藤会長】

なお、事務局より、諮問書及び答申書につきましては、後日皆様に配布する議
事録に写しを添付するとのことですので、よろしくお願いいたします。また、町
長は所用により退席されるそうです。

【木村町長】

会長、よろしいですか、一言お礼の言葉を申し述べたいと思います。

本日、3件の諮問を致しまして、早速の答申をいただきまして大変ありがとう
ございました。平成29年も、もうまもなく閉じようとしておりますけれども、
実は私この暮れに町内の主な企業さんにお邪魔して、様々な状況についてお伺い
しているところです。

寒川町もおかげさまで寒川駅周辺、特に北口の生活中心拠点につきましては、
ようやく整備もハード的なものはほとんど終わり、今、本換地に向けての縦覧も
終わりました。来年の3月には、本換地に向けての告示行為がされるということ

で、ようやく、寒川駅北口土地区画整理事業も約四半世紀を越えましたけれども、終了となる見通しが立ちました。

まだまだ駅の周辺の商業施設の集積については若干時間のかかる部分もござい
ますけれども、北口に交番の設置も出来、商店も立地するというようなところで、
ようやく賑わいらしさがでてきたかなという思いがしております。

これからは、寒川駅の南口もございまして、まずは寒川南インター田端
西地区、ここは、産業集積拠点ということで、寒川の3つの拠点の中の大きな位
置づけとなっているところでございます。こちらの具体化、事業化もこれから進
め、この後報告にもございまして、内容につきましては皆さんお聞き願いたい
と思います。

そういった部分で、北の都市未来拠点、新幹線の部分については、若干まだま
だ課題等もございまして。また、時間を要する部分もございまして、ようやく寒川
も企業さんからも、ある意味景気の追い風が吹いてきたのかなというようなお話
も実感としていただいております。

来年に向けて、これから寒川もより、人口も微増ではございましてけれども、増
えている状況の中では、元気・活力のあるまちづくりを進めてまいりたいと思
います。

ぜひ、皆様方のご支援・ご協力の程よろしくお願い申し上げまして、御礼の言
葉とさせていただきます。ありがとうございました。

<町長退席>

【加藤会長】

それではただ今町長からお話もありましたが、3. 報告事項 (1) 田端西地
区の区域区分の変更等について」に移らせていただきます。事務局から説明お願
いします。

3. 報告事項

【廣田田端拠点づくり課参事】

<報告事項について説明>

【加藤会長】

ただ今、事務局からの説明がおわりましたが、何かご質問等ありましたらお願
いいたします。いかがでしょうか。

【松久委員】

そうしたら、17ページ、わからないので教えていただきたいのですが、仮同意の取得をしました。次に3分の2を超える同意要件を満たしました。仮同意が3分の2以上あればいいということですか。それから、仮というのは同意してないということですよ、裏返して考えれば。同意してない人も、「同意しようかな」と、完璧に同意していなくて「同意しようかな」という人も含めて、77.8%という理解でいいですか。

【加藤会長】

仮同意についての定義ということですね。

【松久委員】

そうです。

【廣田田端拠点づくり課参事】

仮同意、普通は「同意」とすればわかりやすい。なぜ仮なのかということについて、ちょっとご説明が足りなかった点なのですが、当然仮の同意に対して本同意というものがございます。

それについては、組合設立認可申請に添付するものとして決められているもので、これは「本同意」「仮同意」というのが通例ではございません。本来なら同意というのは、組合設立認可申請の認可申請に添付するという話になるのですが、その時期はもう少し後になります。この次のページの、最後にご説明した、組合設立認可申請と認可の時期になるのですが、同意書というのはこの設立認可申請の書類に添付するということになります。ただ、ここで初めてとるということは、平成30年度の後半になります。それまでに、やはり都市計画の手続を進めなければならない話になります。半年以上先に、です。

そこで、ご説明の中でお話ししました、都市計画の手続を進めるに当たっては、組合設立認可申請が出せる状況に、提出できる状況にあるというご説明をさせていただきました。この出せる状況というのを推しはかる、数値で推しはかるために、ここでの同意以前にとる必要性があると私ども考えまして、とった現時点の同意が仮の同意とさせていただきます。

こちらについては、神奈川県ともいろいろ協議しまして、一本でやればいいんじゃないかという話もございましたが、私どもは、地権者の意見反映と同意の状況というのをきちんとプロセスを踏んでいきたい、というので2段階の仮の同意、本同意という形をとらせていただいています。

やはりリスクもございます。仮同意を提出していただいた方が本同意を出していただかない、下がるケースも考えられますけれども、やはり2段階のそういっ

た丁寧な説明をしていくことで、必ずもらえる説明を仮同意の段階できちんとしていこうじゃないかという姿勢をもって、こういう形をとらせていただいています。以上です。

【加藤会長】

よろしいですか。

【松久委員】

土地区画整理法第18条に基づく3分の2を超え、同意要件を満たしました。その下に仮同意状況とあって、仮同意状況の一番下の率の上に「同意済」と書いているのと何となく違和感があったから、ちょっとどういうことなのかなというのを質問しました。皆さん、違和感ありませんでしたか。

【廣田田端拠点づくり課参事】

今、同意済みというのは、もうこれで終わりだよと、何となく行政からの上から目線的な、この資料のつくり込み方、ちょっと字数の関係で、「同意を既にいただいた方」とか、丁寧な書き方で表現すればよろしかったのかなと思うのですが、誤解を招くような表現、私どもは先ほど説明したとおり、地権者の感情も配慮した上で、かなり丁寧な説明をさせていただいている、この経緯をご説明したところでございます。

今年に入って、12回の説明を通して、総括的に何回も説明会を開かせてもらっています。その間、個人レベルで何とかアプローチして、同意をいただいた経緯がございませぬ。

この同意済みという言葉に現れる、そういうような冷たい姿勢とか、一方的に同意を迫ったとか、そういうことでは決してございませぬので、その辺、誤解のないようよろしくお願いします。以上です。

【松久委員】

ということは、10.8%、3分の2が67とすると、10.8%の人が、ひょっとすると仮になる可能性がある、それでも3分の2は超えるという理解をしてよろしいですか。

【廣田田端拠点づくり課参事】

これは法定要件を満たしたという結果、現時点の結果だけであって、これについては、都市計画の事前協議を進める要件にもなっております。

ただ、私どもは、組合設立準備会を中心として、この同意率のまま手続を進め

て、同意していただいている方をパワープレイで持っていっちゃうということは考えてございません。

先ほどもご説明したとおり、2月4日に改めて全体説明会を開かせていただきますし、ただ全体説明会を開かせていただいたという既成事実をもって手続を進めていこうとは思ってございません。引き続き、個人レベルで仮同意の取得を高めてまいり努力、行動はさせていただくということでございますので、よろしくお願いたします。

【松久委員】

寒川町の発展のためによろしくお願いたします。

【廣田田端拠点づくり課参事】

ありがとうございます。

【加藤会長】

そのほかにもございませんでしょうか。

【鈴木（潔）委員】

賛成されてない方ですね。大体農家の方だと思うのですがけれども、やはり長年そこで耕作をされてきた方々の気持ちというか、それを十分に汲み取ってあげたい、いただきたいなと思います。

もうそこを市街化区域に決定されちゃった場合は、そこで農業を続けようといったときに、果たしてそこでできるのかなと。別の場所を手当てするとしても、やっぱり丁寧な交渉というか、そういうものをしていただかないと、やはり頑固として反対される人は反対するでしょうし、やっぱり行政の方も大変とは思いますが、丁寧な説明と、やっぱりそれに見合うような形というものをしっかりやっていただければとは思いますが。

全体の寒川町のことを考えれば、この案で行くべきなのかなと思いますが、私も農家をやっていますから、そこで長年農家をやっている方々のその土地に対する愛着といいますか、そういうものがあります。

反対している人に聞きますと、ここの地力とほか代替えでもらってもそこは全然違う。長年ここを耕してきた土地だから、それを違うところ、面積が増えたからどうのこうのではなく、そういう感情っていうものがあります。

それを何とかこう、難しいでしょうけど、汲み取ってあげてほしいなと思います。よろしくお願したいなと思います。

【加藤会長】

ありがとうございます。何かご意見ございますか。

【廣田田端拠点づくり課参事】

確かにそのとおりでございます。そもそもこの事業は、農地の存続というのは、理論的にはございません。

従前、40年前に土地改良という農地の区画整理をやった土地の区域なのですが、今回の事業というのは、宅地を生み出す土地区画整理事業ということで、農地との両立は理論的にはできません。どうしてもやりたくても、税制上の優遇もございませんので、事実上不可能という形になります。

それでは、代替えという話、あとは農地情報の提供といろいろありますが、町の農政側とその辺の情報のやりとりはしているところでございます。

ただ、仰るとおり、土地の質ですね。同じものが得られるかといったら、土地の土壤改良には相当な時間、年月がかかることも承知をしております。

そもそも、代替えをご要望なのかどうかという初歩的な部分も含めて、引き続きその方々には、情報提供、そして意見交換等をさせていただきたい。

昨日も、なかなか強固な反対をされている方も数名いらっしゃいます。そういった方々について、まちづくりニュースというのがありまして。それと一緒に私どものほうで呼びかけをする、案内状をお出しさせていただいています。

引き続き、そういった方々も、農業後継者の問題なども認識はされていらっしゃると思いますので、その辺は仰るとおり、丁寧な説明を引き続きしていきたいと思っております。よろしく願います。

【加藤会長】

ありがとうございます。

反対者につきましては、丁寧に対応いただけるということのようでございます。引き続きよろしくお願いいたします。よろしいですか。

【鈴木（潔）委員】

はい。

【加藤会長】

ほかにご覧ませんでしょうか。ご意見、ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項について終了させていただきたいと思っております。

次に4. その他に移らせていただきたいと思います。何かございませんでしょうか。

うか。

4. その他

【小林都市計画課長】

一点よろしいでしょうか。都市マスタープラン改定の進捗状況につきまして、ご報告をさせていただきます。7月の審議会で、都市マスタープランの位置づけや、全体構成、改定の視点等を説明させていただき、現在は、他の計画との整合性や各課と更にヒアリングを行い、内容の精査等を時間をかけて行っているところがございます。7月の説明の中では、本日の審議会で、パブリックコメントの結果報告をさせていただく予定でしたが、こちらにつきましては来年1月以降に実施をするスケジュールで現在改定作業を進めておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

【加藤会長】

これにつきまして、何か委員の皆さまからありますでしょうか。

いかがでしょうか。よろしいですか。

私の方からご提案という訳ではないのですが、この都市マスタープランはかなり頑張って作ってですね、これを実現していくために色んな仕組みを作っているところがいいかなとは思っております。

例えば他都市では、あるテーマに沿って、小委員会、小さな委員会ですね、というのを都市計画審議会のメンバーの数名で作らして、それに市民委員なんかも入れてもいいとは思いますが、具体的な課題についてどう取り組むかというようなことについて話し合うような委員会を設けて、審議会とリンクしていくような形にしているところもございます。

そんなような、いよいよ都市マスを実現していくためにはどうしたらいいかという、そういう仕組みづくりの件に関しましても、ぜひご検討いただければと思っております。

このほか、ございますか。

それでは、松久委員。

【松久委員】

それでは、公募による町民として、これから幾つか、皆さんもうベテランでいろいろお分かりだと思いますが、私として理解したい部分もある、それから提案したい部分もあるということで、これからちょっとお時間いただきまして、説明させていただきたいと思っております。

都市計画審議会に求められる機能、それから期待される成果、使命、こういう

ことを皆さんも、もう既に十分ご理解の中でやられていると思いますが、私はまだわかっていないということで、これからの発言に異議があれば言っていただきたいと思っております。

個別提案の1つ目ですが、まず、審議会に私、2回出させていただきましたが、ほぼ決定事項の承認をなさいたいというような会議だったのかなと思ひまして、それが本当に都市計画審議会なのか、それも1つあると思ひます。それで、町民の立場に立って幾つか説明をさせていただきたいと。

まず、道路ですが、道路いろいろつくっております。当然、将来の安全を想定した道路づくりというのをやっていると思ひます。

まず1つ、私道と公道の交わる場所の隅切り。

これから以降ずっとやるのは、私全部確認してきたことです。現場確認してきました。

私道と公道の交わる場所の隅切り、これは適正で安全に確保されているのでしょうか。当然、隅切りでないところもあります。

私道についてはいろいろ、田端地区の課長さん、相当苦労していると思ひますけど、非常に難しいのですが、何が期待されるかということなのですが、歩行者同士、歩行者と自転車、自転車同士、歩行者と車、車同士の出会い頭の事故を減らす安全の確保が必要と思われるということです。

2番目、電柱は道路内に設置され、生活空間の安全を阻害しています。歩行者、自転車、車の通行の妨げ。それから、救急車、消防車の搬入を妨げているのではないのでしょうか。

一例として、約1年弱前に中瀬で火災がありました。そのときには、消防車が入ってきましたが、その妨げになるためにすごく邪魔だったという事実があります。

道路についての②、自転車が車道を安全に走行できる状態は本当に確保されているのでしょうかということです。

歩道の歩行者の安全を確保するために、自転車が車道を走る状況があります。

歩行者の安全を守る規制強化と同時に、自転車専用道路を新設するなど、自転車向けの根本対策も同時に進めて、相互の安全確保に取り組む必要があるのではないのでしょうかと思ひます。

それから、④、私有地に植樹された木の枝が公道に大きくはみ出して、歩行者や自転車、車の交通の阻害をしているところが多く見受けられます。

5番目、歩道のない道路の歩行者の安全は、どのように確保されているのでしょうか。通学路を重点に現場、現状、現実の確認が必要と思ひます。確認して、問題点を洗い出して、対策できるかできないかの検討をしていきたい。

それから、大きい2です。歩道について。これは将来を想定した歩道づくりは

されているのでしょうか。

まず①、設置されている歩道を安全に歩けるよう確保されているのでしょうか。その中で適切な幅は確保されているか。それから、照明は適切に設置されているか。危険な凸凹、亀裂等はないか。

それから、②、自転車、歩行者、自転車同士などの安全なスペースが確保されているのでしょうか。こういうところも現場確認等々やりながら、改善に都市計画審議会として進めていきたいということです。

それから、これ町民の立場に立っていますので、いろいろな意見を言いますが、ちょっと聞いてください。コミュニケーションの場所について。

今、色々と少子高齢化、それから孤独死等々ということで、近隣同士のコミュニケーションの場が本当に確保されているのでしょうかということです。これは公民館、集会所等、そこへ行ってコミュニケーションをとればいいんじゃないのということですが、当然新たにつくればイニシャルコストがかかる、つくれば当然ランニングコストもかかるということで、町の支出を圧迫しますということですね。

私の案ですが、例えば、交通や歩行の邪魔にならない、身近な安全な場所に空間を設置し、立ち話のできる出会いの場所の提供はできないでしょうか。一言で言えば、昔の井戸端会議ですね。そこでいろんな情報交換して、あの人が今、病気がちだよとか、そういう諸々の話をすることによって、人の安全を少しでも確保できるのではないかと考えております。

それから、もう1つ、都市計画審議会には、自然環境というのも当然含まれると私は理解しております。自然環境の確保についてということですね。

大きな①ですね。町として残すべき自然環境を至急検討し、審議会でも現場確認する必要があると思います。その中の1つには、保存樹木というのも町は設定されております。その大半が民地にあります。これは法的に拘束できる状況にないということで、個人の判断で伐採できるのです。

我々、町が設定しているリストをいただきまして、54本か57本かちょっと忘れましたが、10本ほど伐採されています。これは当然、都市計画のほうに報告済みです。

それから、2番目、寒川町には、広域な自然が数カ所しか残っておりません。

しかし、これも民地であります。県の保存樹木、何かに書いてありますが、それも法的拘束力はないということで、早く残す結論を急がないと、広域な自然が消滅してしまうおそれがありますねということです。

それから、広域な自然を残すには、今、いろいろ山等々を見てみると、落葉樹と常緑樹のバランスが崩れています。常緑樹がはびこるとどうなるか、これはもう皆さん十分知っていると思いますけど、日が当たらない、日が当たらなければ

下草が生えない、下草が生えなければ保水力が落ちる、保水力が落ちれば土砂崩れ等々の問題があるということですね。

それから、4番目、公園等々、いろいろつくっていますが、公園の必要性の再確認を行って、公園を自然環境に整備して自然を確保する案もあるのではないかとこのように思っております。

それから、自然環境の(4)ですね。外来種及び特定外来種の駆除ということです。

例えば動物については、一例ですけど、アライグマ、ハクビシン、タイワンリス。タイワンリスの確認については環境課に報告済みです。

それから、皆さんご存じのアメリカザリガニ、ミシシippアカミミガメ、小さいときはミドリガメ、非常に人気があります。

それから、植物については、アレチウリとかオオキンケイギクというのがあります。

それから、樹木については、2例、アカシア、ピラカンサ等があつて、どういふところに生えているかというのは確認済みです。

等々、いろいろ、まだ都市審議会ですべきことかどうかわかりませんが、検討すべきことはまだ山ほどあるのではないかとこのように思っています。

それで、こういう場で審議するのもいいのですが、最後は現場、現状、現実を見に行つて、皆さんで認識の共有を図る必要があるんじゃないかなとこのように思っております。

ということで、都市審議会というのは、道路だけじゃなくて、私が勉強した中では、そういうもろもろのことが含まれると思うのですが、いかがでしょうか。

【加藤会長】

貴重なご意見ありがとうございます。

【松久委員】

かつ先生が言っていたように、チームをつくつて誰が何をいつまでにやりますという進捗管理ノートをつくりながら、できないものはできない、それでやるからには、100点とるのではなくて、60点でも70点でもいいということ取り組めばよろしいのではないかなと思います。

【加藤会長】

ありがとうございました。

この都市計画審議会は都市計画法に基づく審議を行うということですので、極めて限定的な審議をせざるを得ない場ですけれども、都市計画マスタープランに

つきましては、やはりいい町にしていくためのプランでございますので、その検討の中で、今お話しいただきました道路の問題、歩道の問題、それから、コミュニケーションの場所がない問題とか、自然環境を保全していく問題、これはまさに現場をよく確認をして、それぞれ市民の皆さんと専門家も交えて、どうしていけばいいのかきちんと検討して、それでまたこの審議会に報告といいますか、上げていくみたいなことはできると思うのです。

ぜひ、せっかく都市計画マスタープランを見直しているということでございますので、そういうことをやっていければいいかなと思っておりますので、ぜひご協力をいただきたいと思えます。

何かこの件につきまして、ご意見ほかにございますか。よろしいでしょうか。

では、そういう方向も、ぜひご提案ございましたのでやっていきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

【黒木都市建設部長】

ちょっと、よろしいでしょうか。

今、会長が仰っていた都市計画マスタープランの中でというところでは、そういった道路の将来的に向けた整備とか、そういった話になっていくところの部分はあるのですが、今いただいた貴重なご意見ですね、これも個々に道路課とか都市計画課とか、もう既に問題として今、抱えている、まさにそのものです。

それはそれで各課で今、取り組んでいるところがございますので、細かいところというところになっていきますと、審議会例えば現場を見に行くととなると、ちょっと難しい面もあるのかなという気はしてございます。

今日いただいたご意見でございますので、それはそれで受けとめさせていただきますまして、そのマスタープランの中でどのようにやっていくかは、またちょっと考えてまいりたいと思えます。

今、言っていた個々の意見は非常に貴重なご意見であるということは私も認識しておるところでございますので、そういった形で、またいろいろとご相談はさせていただくとは思いますが、そういったことでひとつよろしく願いしたいと思えます。

【加藤会長】

ありがとうございます。都市計画マスタープランが絵に描いた餅にならないように、ぜひ実現していきたいと思っております。

それでは他にないようでしたら、進行のほうを事務局にお返ししたいと思います。

【山田委員】

よろしいでしょうか。ご質問というか、議題戻るわけではないのですが、一通り議題の（１）と（２）が決まった後で聞こうと思っていたので、すみません、このタイミングがいいかなと思いました。

というのは、今回、道路の変更と県決定と町決定の２つの審議を冒頭にしたのですけれども、ともに縦覧結果が、意見なし、参加者、閲覧者なしというところで３件審議をしましたが、この部分についてなんです、これは一般的な傾向なのか、それとも今回は範囲も狭く限定的で、そういった意味で縦覧者と閲覧者等も出なかったのかということについては、改めて教えていただきたいところがあります。

【小林都市計画課長】

通常、何件かご意見等はございます。ただ、今回、今お話いただいたように範囲が狭い。それと、説明をさせていただいたように、地権者に事前に１件１件、それは意見を潰すわけではなくて、ご説明に上がったといった中で、その地権者の方にご理解をいただいたということで意見がなかったという認識でございます。

【山田委員】

わかりました。そうすると、多分ほかの場合には意見や質問があるということを見ると、それはある意味で言うと、非常に理念をすり合わせる上で重要なチャンスになると思いますので、それはぜひ引き続きうまく、計画というもののあり方を改めて、何か決め方とか決めるということについての非常にいい説明とやりとりになると思いますので、それは引き続き丁寧に進めていただくと同時に、もう一つ、今はもう後半の田端西地区の話も伺っていて思うのは、大分、地域というのは、計画というキーワードに関する思想とか理念というのが、以前とは違って多様化しているところが非常に大きいと思うので、むしろそういうところについては、審議会の役割も含めて、今のご提案のところも含めてなんです、町としてもうまくその辺を調整して、使って活用していくべきではないかというのと同時に、町民の方がそういう機会や場所をうまく使えるような、そういう説明というか、そういう提案を同時にしていく意味は非常に大きいのではないかと伺っていて思いました。

今後も、ますます県決定や全体の決定の中で、個別な権利を持っている方と、それから町民ではあるが、個別性からは少し遠いところにある方の意見というのが、引き続き調整が必要な場面はたくさん出てくるとおられますので、そういうやり方を、こういう小さな計画や変更、それから大きな計画や変更というのはあ

	<p>まり明確に区別せずに、そういう全体の意見調整とか意見の交換、交流の方法というのでも検討して活用されていくというのが非常に望ましいまちづくりだという感じがしました。ぜひ引き続きご検討いただければと思います。</p> <p>【加藤会長】 貴重なご意見ありがとうございます。 都市計画審議会ですが、先ほど松久委員もおっしゃっていたみたいに、ある程度のプロセスを踏んで、それを認めるというふうな形になっておりますけれども、その間にありましたことを丁寧に説明していただくと。 それから、その調整のあり方についても、今ございましたけれども、権利者なのか町民なのか、両方についてどうだったのかみたいな話をきちんとなぞりながらと言いますか、きちんと見ながら進めていきたいと改めて思いましたので、事務局のほうもそのようにお願いしたいと思います。 そのほかに、ございますか。よろしいでしょうか。 それでは、事務局に進行をお返ししたいと思います。</p> <p>5. 閉会</p> <p>【黒木都市建設部長】 加藤会長、ありがとうございます。これで本日予定しておりました内容は全て終了となりますが、改めて、皆さまより何かございますか。 なお、次回の審議会につきましては、田端西地区の進捗状況、都市マスタープランの進捗状況に応じて開催させていただく予定でございます。 本日は年末のお忙しいなか、ご出席いただき、また、ご審議いただきありがとうございます。これをもちまして、平成29年度第2回寒川町都市計画審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">— 了 —</p>
<p>配付資料</p>	<p>資料1-1 寒川町都市計画審議会条例 資料1-2 寒川町都市計画審議会委員名簿 資料2 説明用スライド資料 資料3-1 都市計画道路3・4・2号中海岸寒川線 計画図 資料3-2 都市計画道路3・4・4号柳島寒川線 計画図 資料3-3 用途地域 計画図</p>
<p>議事録承認委員及び 議事録確定年月日</p>	<p>出席委員全員により承認（平成30年2月5日確定）</p>